

教安第1403号
令和4年2月22日

各教育事務所長 様

教育振興部学校安全保健課長

ツヤハダゴマダラカミキリの発生状況に関する情報提供について(依頼)

このことについて、令和4年2月16日付け事務連絡により、文部科学省大臣官房政策課、同省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課、同省総合教育政策局生涯学習推進課、同局男女共同参画共生社会学習・安全課、同省高等教育局高等教育企画課、及び文化庁政策課から、別添写しのとおり依頼がありました。

本県においては、ツヤハダゴマダラカミキリの侵入は確認されていませんが、当該虫は、海外では幅広い樹種の樹木に甚大な被害を及ぼしており、日本においても学校等の樹木への影響が生じ、枯れ枝の落下による人的被害等が懸念されています。

については、各学校等へ注意喚起されるよう、貴域内市町村教育委員会に対し周知願います。

(担当)

教育振興部学校安全保健課

安全室 指導主事 田中 福太郎

電話 043-223-4091

教安第1403号
令和4年2月22日

各県立学校長 様

教育振興部学校安全保健課長

ツヤハダゴマダラカミキリの発生状況に関する情報提供について(依頼)

このことについて、令和4年2月16日付け事務連絡により、文部科学省大臣官房政策課、同省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課、同省総合教育政策局生涯学習推進課、同局男女共同参画共生社会学習・安全課、同省高等教育局高等教育企画課、及び文化庁政策課から、別添写しのとおり依頼がありました。

本県においては、ツヤハダゴマダラカミキリの侵入は確認されていませんが、当該虫は、海外では幅広い樹種の樹木に甚大な被害を及ぼしており、日本においても学校等の樹木への影響が生じ、枯れ枝の落下による人的被害等が懸念されています。

については、各学校において注意喚起されるよう、貴校教職員に対し周知願います。

(担当)

教育振興部学校安全保健課

安全室 指導主事 田中 福太郎

電話 043-223-4091



事務連絡
令和4年2月16日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
大学又は高等専門学校を設置する
公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課
各都道府県・指定都市文化財行政主管課
各都道府県宗教法人事務主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省大臣官房政策課
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省高等教育局高等教育企画課
文化庁政策課

ツヤハダゴマダラカミキリの発生状況に関する情報提供について（依頼）

標記については、環境省より別紙のとおり、外来種である「ツヤハダゴマダラカミキリ」の発生状況に関する情報提供がありました。

本虫は、海外では幅広い樹種の樹木に甚大な被害を及ぼしており、日本においても、森林のほか、農地、公園、街路樹、学校等の樹木への影響が生じ、枯れ枝の落下による人的被害等が懸念されているため、注意喚起の連絡がありました。



なお、本件については、林野庁から各都道府県の森林病虫害等防除事業担当部局に対し、本虫に関する情報提供と、森林以外でも発生が確認された場合でも、関係部局が地域の実情に応じ連携して対応いただくよう依頼がされていることを申し添えます。

つきましては、各都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会施設主管課及び学校安全主管課（指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課を除く。）及び所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）に対し、各指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所管の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、各国立大学法人担当課におかれてはその設置する大学等に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構担当課におかれてはその設置する高等専門学校に対し、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課におかれてはその設置する大学等に対し、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する大学等に対し、大学を設置する各学校設置会社担当課におかれてはその設置する大学等に対し、各都道府県・指定都市文化財行政主管課におかれては市区孫町村の文化財主管課その他の関係機関に対し、各都道府県宗教法人事務主管課におかれては所管の宗教法人に対し、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の専修学校に対し、この内容について周知いただくようお願いいたします。

【本件お問い合わせ先】

（学校等における対応について）

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係 電話番号：03-6734-2966（直通）

（宗教法人施設、文化財等における対応について）

文化庁政策課企画係 電話番号：03-6734-2809（直通）